

定額減税を補足する給付金(不足額給付)のご案内



守山市
MORIYAMA CITY

「不足額給付」とは？

国の経済対策に基づき、定額減税しきれない方等に給付措置を実施するもので、令和6年度に実施した「当初調整給付(※)」の支給額に不足が生じる場合に給付を行うものです。 ※「当初調整給付」の詳細については、裏面のQRコードからご確認ください。
以下の「不足額給付I」または「不足額給付II」に該当する方が支給対象となります。

不足額給付 I ⇒ この面をご覧ください。 ◎ 当初調整給付の給付額に不足が生じた方

不足額給付 II ⇒ 裏面をご覧ください。 ◎ 定額減税、低所得世帯向け給付金とも対象とならなかった方

書類の発送について

令和6年中に転入された方(※)や未申告の方など、市で課税状況が把握できない方には、申請書類は発送されませんのでご注意ください。

(※)書類発送対象者の詳細については、裏面のQRコード「不足額給付について」からご確認ください。

(※)転入者の方は、裏面QRコード「転入者の方の申請方法について」からご確認ください。

ご自身が支給対象と思われるにも関わらず、申請書類が届かない方は給付金窓口までご相談ください。

申請手続きの流れ

「不足額給付 I」の手続きの流れ

◎当初調整給付の給付額に不足が生じた方

- 対象者例**
- 令和6年中に失業または転職された方(令和5年より所得が減少した方)
 - 子どもの出生など、令和6年中に扶養人数が増えた方 など

支給要件 ①～③全てに該当する方が対象です。

- ① 令和7年度の住民税が守山市で課税されている方(令和7年1月1日時点において守山市に住民登録がある方)。
- ② 令和6年分の所得税および令和6年度の住民税所得割のどちらか、もしくは両方が課税されている方。
- ③ 当初調整給付金の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方。

支給額 当初調整給付の給付額の不足分を支給します(1万円単位に切り上げ)

「不足額給付時における調整給付所要額」-「当初調整給付時における調整給付所要額」=支給額

「支給のお知らせ」が届いた方 (市で支給口座が確認できる方)

支給口座欄に記載の口座に振り込みをします。
※ 公金受取口座または市が把握する口座番号を記載

原則手続き不要

【支給予定日】

令和7年9月30日(火)



下記のいずれかに該当する場合、給付金窓口までご連絡ください。必要書類を送付します。

- ア 振込口座の変更を希望する場合
- イ 本給付金の辞退を希望する場合
- ウ 支給金額に相違がある場合(※)

※ 国の算定ツールにて支給金額を算出しているため、確定申告等にて記載された金額と異なる場合があります。

【申出期限】 令和7年9月12日(金)まで

「確認書」が届いた方

(市で支給口座が確認できない方、令和6年中に守山市に転入された方で課税状況が把握できた方)



手続きが必要です

必要事項を記入し、申請期限までにご提出ください。

必要書類

- ① 本人確認書類の写し
 - ② 口座確認書類の写し
- 〈各数値について重大な相違がある場合のみ必要〉
- ③ 源泉徴収票や確定申告書などの写し
- 〈令和6年中に守山市に転入された方のみ必要〉
- ④ 当初調整給付金の支給確認書の写し、支給決定通知書 など
- ※ お手元がない場合、令和6年1月1日時点で居住していた市町村の給付金窓口にて発行を依頼してください。
※ 当初調整給付金を受給していない方は、『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し』を添付してください。

※審査状況に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。

【支給予定日】

市が書類を受理した日から、おおよそ1か月後に振り込み

【申請期限】 令和7年11月30日(日) (消印有効)

「不足額給付Ⅱ」の手続きの流れ

◎定額減税、低所得世帯向け給付金とも対象とならなかった方

- 対象者例**
- 個人事業主の事業専従者となっている非課税の配偶者
 - 納税者の子どもと同一世帯で、合計所得額が48万円を超える非課税の親 など

支給要件 ①～④全てに該当する方が対象です。

- ①令和7年1月1日時点において守山市に住民登録がある方。
- ②令和6年分の所得税および令和6年度の住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外である方。
- ③税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外である方。
(事業専従者の方、合計所得金額48万円超の方。)
- ④低所得世帯向け給付金(※)の対象世帯の世帯主または世帯員に該当していない方。
(※)ここでの給付金とは下記のことを指します。
 - 令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)
 - 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
 - 令和6年度新たに非課税または新たに均等割のみ課税となった世帯への給付金(10万円)

支給額 原則 4万円(定額) ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

「支給のお知らせ」が届いた方 (市で支給口座が確認できる方)

支給口座欄に記載の口座に振り込みをします。
※ 公金受取口座または市が把握する口座番号を記載

原則手続き不要

【支給予定日】

令和7年9月30日(火)



下記のいずれかに該当する場合、給付金窓口までご連絡ください。必要書類を送付します。

- ア 振込口座の変更を希望する場合
- イ 本給付金の辞退を希望する場合
- ウ 本給付金の支給要件に合致しない場合(※)

※ 支給要件をご確認ください。

【申出期限】 令和7年9月12日(金)まで

「申請書」が届いた方

(市で支給口座が確認できない方)



手続きが必要です

必要事項を記入し、申請期限までにご提出ください。

必要書類

- ①本人確認書類の写し
 - ②口座確認書類の写し
- 〈③は、青色事業専従者または事業専従者の方のみ必要〉
- ③事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し等
- 〈④～⑥は、令和6年中に守山市に転入された方のみ必要〉
- ④令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し
 - ⑤住民票の写し(世帯全員)
 - ⑥世帯員全員の令和5年度および令和6年度個人住民税の課税証明書の写し

※審査状況に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。

【支給予定日】

市が書類を受理した日から、おおよそ1か月後に振り込み

【申請期限】令和7年11月30日(日)(消印有効)



市や国などをかたる給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

お問い合わせ先

守山市健康福祉部生活支援相談課
(給付金窓口)

TEL: 077-516-4090

受付時間 平日 9:00～16:45 (土日祝を除く)

守山市ホームページ

今回のご案内



不足額給付について
(令和7年度実施)



転入者の方の
申請方法について



当初調整給付について
(令和6年度実施)